

自主防災組織の手引

自分たちの地域は自分たちで守る



はじめに

わが国は世界でも有数の地震多発地帯に位置しており、この茨木市の近辺にも、市内を横断する有馬高槻断層帯や、大阪府を縦断する上町断層帯などの活断層が存在するほか、今世紀前半にも、西日本最大級の地震といわれる東南海・南海地震の発生が懸念されています。

茨木市では、「茨木市地域防災計画」に基づき、指定避難所・避難地の整備や耐震性緊急貯水槽の設置、防災訓練の実施などの防災施策を実施しておりますが、地震などの大規模災害が発生した場合、その被害を最小限に食い止めるためには地域のみなさんによる防災活動が不可欠です。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、そのような活動を効果的に行うための組織です。

目次

| | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 自主防災組織ってなに？ | 1 |
| 2 | 自主防災組織はなぜ必要？ | 1 |
| 3 | 自主防災組織の作り方 | 2 |
| | (1) 要件 | 2 |
| | (2) 規模 | 2 |
| | (3) 手順 | 3 |
| | (4) 組織のかたち | 4 |
| | (5) 組織の編成例 | 4 |
| 4 | 主な活動内容 | 5 |
| | (1) 日常の活動 | 5 |
| | (2) 災害時の活動 | 5 |
| 5 | 地域防災力の向上 | 6 |
| | 資料編 | |
| | (1) 自主防災組織 規約例 | 7 |
| | (2) 自主防災組織 防災計画例 | 8 |

1 自主防災組織ってなに？

○自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、自主的に連帯して防災活動を行う組織のことを言います。

○災害時には初期消火や救出・救護、避難誘導や避難所での給食・給水などの活動を行うほか、平常時は防災訓練などを行います。



2 自主防災組織はなぜ必要？

○大規模な災害が発生した場合、消防や警察などの公的機関だけでは、じゅうぶんな対応ができません。このようなときに、地域住民が団結し、地域ぐるみで災害に対応することで、救出・救護、初期消火などの有効な対策をとることが出来ます。

○阪神・淡路大震災では、生き埋めになった人のおよそ6割が家族や近所の人などの手で救出されており、自力で脱出した人も含めると9割の人が公的機関によらずに助かっています。



3 自主防災組織のつくり方

(1) 要件

○自主防災組織は、地域住民が組織結成に合意し、規約、役割分担、活動内容などを定めることで成立します。

○自主防災組織を結成する場合には、規約、役員名簿、班編成表、防災計画書、訓練計画書などを添えて、茨木市総務部危機管理課に結成の届出をお願いします。



(2) 規模

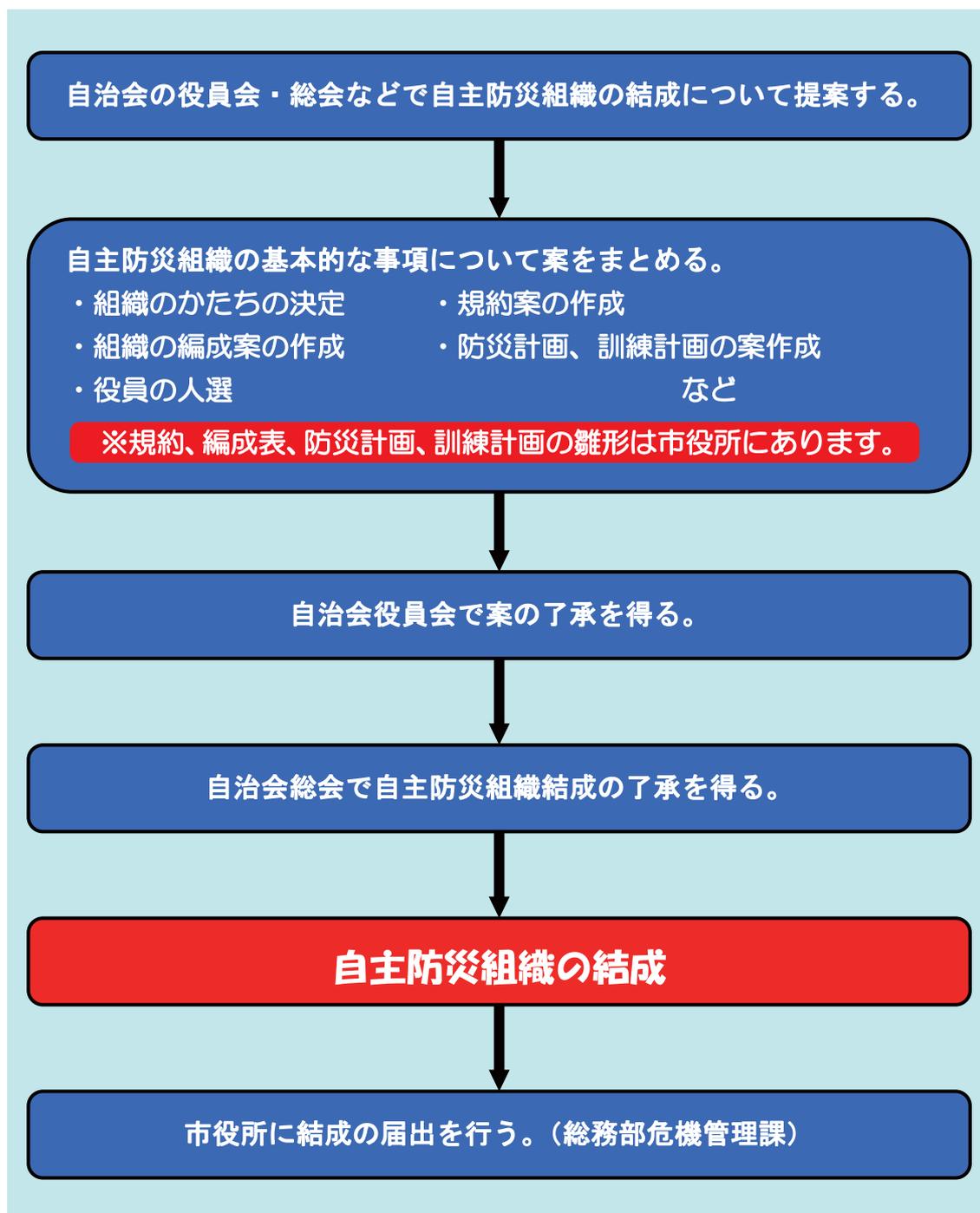
○自主防災組織は、地域として一体性を有する大きさがもっとも効果的に活動できる規模といわれています。

○茨木市では小学校区単位の自主防災組織の結成を基本として進めていますが、単一自治会規模での自主防災組織の結成も可能です。(将来的には小学校区単位に広げるのが望ましい)



(3) 手順

○自主防災組織を結成する方法としては、大きく分けて、自治会などの既存組織を活用する方法と、新たに組織をつくる方法があります。ここでは、もっとも一般的なタイプの、自治会を活用して進める方法を例に説明します。



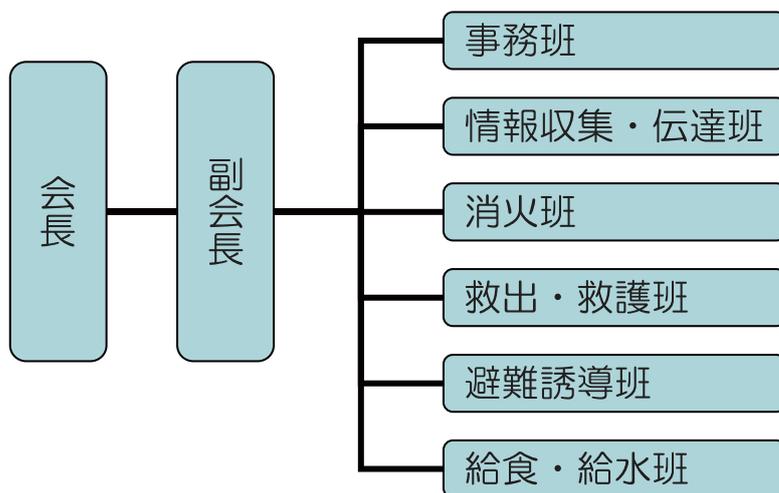
(4) 組織のかたち

○自治会などの既存の組織を活用して自主防災組織を結成する場合、下表のような3タイプがあります。それぞれ長所・短所がありますので、どのタイプで組織づくりをするのかについて地域で話し合うことが大切です。

| 型 | 重複型 | 下部組織型 | 別組織型 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 組織体系 | 自治会役員が自主防災組織の役員も兼務する | 自治会長（＝自主防災会長）の下に独自の役員をもつ防災部門をつくる | 自治会中心ではあるが、自治会とは別に自主防災会を組織する |
| 長所 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織づくりが容易 ・住民に組織体系がわかりやすい | <ul style="list-style-type: none"> ・組織づくりが容易 ・会長以外の役員の負担が軽い ・独自性を出しやすい ・専門性が高まる | <ul style="list-style-type: none"> ・役員全体の負担が軽い ・独自性を出しやすい ・専門性が高まる |
| 短所 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の役員交代で熱意や方針が変わる | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会長の交代で熱意や方針が変わる | <ul style="list-style-type: none"> ・地域に長が2人いることで混乱や対立が起こりうる |

(5) 組織の編成例

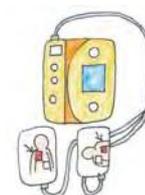
○自主防災組織の一般的な編成（組織図）は次のとおりです。



4 主な活動内容

(1) 日常の活動

| 項目 | 具体的な活動内容 |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害に備えるための活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災資機材の整備 ・応急医薬品等、物資の備蓄 |
| 災害による被害を防ぐための活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の危険箇所の把握 ・避難路、避難所の把握 ・防災マップの作成 |
| 災害時の活動の習得 | <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火訓練 ・避難誘導訓練 ・応急救護訓練 |
| 普及啓発活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌の発行 ・防災講演会の開催 ・消火器の点検、整備の呼びかけ ・食料、飲料水の備蓄の呼びかけ |



(2) 災害時の活動

| 班 | 具体的な活動内容 |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務班 | <ul style="list-style-type: none"> ・各班の統制、調整 ・部員の招集 |
| 情報収集・伝達班 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の被害状況の把握 ・防災情報の地域住民への伝達 ・防災機関との連絡 |
| 消火班 | <ul style="list-style-type: none"> ・出火防止及び初期消火活動 ・消防機関への協力 |
| 救出・救護班 | <ul style="list-style-type: none"> ・救助資機材の手配 ・負傷者の把握及び救護所への搬送 ・お年寄り、乳幼児、傷病者等の安全確保 |
| 避難誘導班 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所、避難路の安全確認 ・危険箇所の表示 ・避難情報の伝達及び避難誘導 ・安否確認 ・避難所運営支援 |
| 給食・給水班 | <ul style="list-style-type: none"> ・非常食、飲料水等の調達、配給分配 ・必要に応じて炊き出し |



5 地域防災力の向上

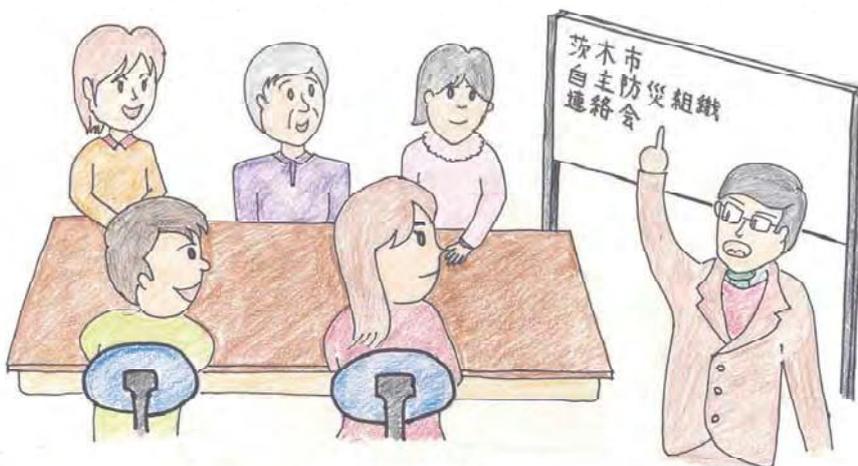
○自主防災組織を結成された地域には、災害時に迅速な防災活動が行えるよう、防災用の資機材と保管庫を小学校に配備します。



○災害時に自主防災組織のリーダーとして活動できる人材を養成することを目的に、年に数回「地域防災リーダー育成研修会」を開催しています。



○各地域の自主防災組織が平常時から相互に連携できる体制を構築することを目的に、「茨木市自主防災組織連絡会」を結成し、年に2回の定例会を開催しています。



資料編

(1) 自主防災組織 規約例

〇〇〇自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、〇〇〇防災会（以下「防災会」という）と称する。

(所在地)

第2条 防災会の事務所は、〇〇〇（住所〇〇〇）に置く。

(目 的)

第3条 防災会は、住民の隣保共同の精神にもとづく自主的な防災活動を行うことにより、地震・火災その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 防災会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及・習得
- (2) 地震等の災害予防対策
- (3) 地震等の情報収集・伝達、避難誘導、初期消火、救出救助などの応急対策
- (4) 防災資機材の整備
- (5) 防災訓練の実施
- (6) その他防災活動に必要な事項

(会 員)

第5条 防災会は、〇〇〇内にある世帯で構成する。

(役 員)

第6条 防災会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名 (2) 副会長〇名 (3) 幹事〇名 (4) 監査〇名
- 2 役員は、会員の互選による。
- 3 役員任期は、〇年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、防災会を代表し会務を総括するとともに、地震等の発災時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を行う。

(総会及び役員会)

第8条 総会は、〇〇会総会と同時に開催する。

2 役員会は、会長が招集する。

(防災計画)

第9条 防災会は、第4条に定める事業を行うため、防災計画を作成する。

(会 費)

第10条 防災会の運営に要する経費は、防災会の会計及びその他収入をもってあてる。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

付 則 この規約は、 年 月 日から実施する。

(2) 自主防災組織 防災計画例

〇〇〇自主防災会

防 災 計 画

1 目 的

この計画は、〇〇地区の災害に強い地域づくりを推進するため、規約第 条の規定に基づき、防災活動に必要な事項を定め、地震、火災、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及・習得に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 情報収集、伝達に関すること。
- (5) 避難誘導に関すること。
- (6) 初期消火に関すること。
- (7) 救出救護に関すること。
- (8) 給食・給水に関すること。
- (9) その他防災活動に必要な事項

3 防災組織の編成及び任務分担

別紙のとおり

4 防災知識の普及・習得

普及・習得事項は次のとおりとする。

- (1) 地震等についての知識に関すること。
- (2) 地区周辺の環境に応じた防災知識に関すること。
- (3) 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- (4) その他防災に関すること。

5 防災訓練

地震等の発生に備えて、迅速かつ的確に災害応急活動を行うことができるよう防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練と総合訓練とする。

(2) 個別訓練

個別訓練は、次のとおりとする。

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救出救護訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 物資供給訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

- (4) 訓練実施計画
訓練の実施に際しては、〇〇地区自主防災会の役員会で訓練実施計画を作成する。
 - (5) 訓練の実施時期等
訓練は、年1回以上実施する。
- 6 情報収集、伝達
被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を行う。
- (1) 情報の収集伝達
情報班は、地域内の災害に係るあらゆる情報を収集するとともに、必要な情報を地区住民及び市災害対策本部、防災関係機関等に伝達する。
 - (2) 収集伝達の方法
電話（携帯）、ファクシミリ、テレビ、ラジオ等により情報の収集伝達を行う。
- 7 避難誘導
地震等により、人命に危険が生じまたは生じるおそれがある場合は、次により住民の避難を行う。
- (1) 避難誘導の措置
〇〇地区において、避難勧告等が発令されたときまたは避難の必要があると認めるときは、防災会会長は避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。
 - (2) 避難誘導
避難誘導班は、防災会会長の避難誘導の指示に基づき、住民を安全な避難場所に誘導するとともに、災害弱者に対する安否確認、避難誘導等について十分配慮する。
 - (3) 避難場所及び避難経路
避難誘導班は、市指定避難所までの安全な避難経路をあらかじめ定めて、災害時に住民を誘導するものとする。
 - (4) 避難所の運営
避難誘導班は、市の避難所運営に対して支援活動を行う。
- 8 初期消火等
初期消火活動を行い、火災の拡大を防止する。
- (1) 初期消火対策
ア 消火班は、〇〇地区内に火災が発生した場合、迅速な消火活動を実施する。
イ 各家庭においては、初期消火対策として消火器を備え付けるよう努める。
- 9 救護活動
- (1) 救出救護活動
救出救護班は、建物の倒壊等により救出救護を要する情報を得たときは、直ちに班員による救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出救護活動に積極的に協力する。
 - (2) 医療機関等への搬送
救出救護班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、医療機関または応急救護所に搬送する。
 - (3) 防災関係機関への連絡
救出救護班は、防災関係機関による救出を必要と認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。
- 10 給食・給水
避難所等における給食及び給水は、次により行う。
- (1) 給食、給水班は、市から配給された食糧、飲料水等の分配及び炊き出しによる給食活動を行う。

この計画は平成 年 月 日から実施する。

防災便利帳

緊急時テレホンガイド

| | | | |
|-------------|----------------|--------|----------|
| 事件・事故の急報 | 110(総合相談#9110) | 茨木市消防署 | 622-6959 |
| 火災・救急・救助の急報 | 119 | 水尾分署 | 638-1119 |
| NTT | 113 | 下井分署 | 641-4141 |
| 大阪ガス | 0120-5-19424 | 下穂積分署 | 625-1402 |
| 関西電力 | 676-3131 | 西河原分署 | 627-0841 |
| 茨木市水道部 | 622-8121 | 北辰分署 | 649-3222 |
| 茨木警察署 | 622-1234 | 白川分署 | 635-5810 |
| 茨木市消防本部 | 622-6955 | 山手台分署 | 649-0143 |

家族の安否確認先

| | |
|-------|--|
| ●避難場所 | |
| ●集合場所 | |

家族、親類・知人等の連絡先

| 名前 | 生年月日 | 血液型 | 会社・学校の住所 | 電話番号 |
|----|------|-----|----------|------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

【災害用伝言ダイヤル171】 ※災害時のみ利用できるNTTのサービスです。※サービス開始は、テレビ・ラジオ等で通知されます。毎月1日と15日は体験利用ができます。

表にしたがって上から順にプッシュしてください。

| | | |
|------------|-------|----------------------------------------------|
| 伝言の録音 | 伝言の再生 | |
| 171 | | ←ガイダンス(説明)が流れます。 |
| 1 | 2 | ←ガイダンスにしたがい、録音なら1、再生なら2をプッシュする。 |
| 被災地の家の電話番号 | | ←被災者は自宅の電話番号を、被災地以外の方は被災地の電話番号を市外局番からプッシュする。 |
| 伝言を入れる | 伝言を聞く | ←録音時間は30秒以内です。 |

【おおさか防災ネット】 <http://www-cds.osaka-bousai.net/pref/index.html>

大阪府と府内市町村が提供する防災情報ページです。携帯メールアドレスを登録しておく、地震情報などがメールで配信されます。
 touroku@osaka-bousai.net へ空メールを送信すると登録用メールが送られてきます。



茨木市総務部危機管理課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

発行日/平成22年2月

電話: 072-622-8121 (代表)

072-620-1617 (直通)